

保護者様の皆様へ

キッズドリーム園中板橋提携医の双葉町クリニックでは登園許可証作成無償対応ですが、他の病院では有料となりますのでご了承ください。

登園許可証明書

キッズドリーム園中板橋

《登園許可が必要な感染症》

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（はれ）が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化（かさぶた）するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他 右記の疾患に関しては、医師の診察を受け、保護者記入の <u>感染症届出書</u> を提出してください。登園の目安は、当園規定のものになります。	溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、带状疱疹、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、突発性発疹、ウイルス性肝炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、RSウイルス感染症、伝染性膿痂疹（とびひ）、ヒトメタニューモウイルス感染症

※上記以外に、医師の判断で登園停止になる場合があります。

組

氏名

疾患名

1. 上記疾患で治療中でしたが、感染の恐れがなくなりました。
2. 伝染性の疾患ではなく、集団生活は可能です。
3. その他

上記を証明します。

年 月 日

医療機関名

医師氏名

印